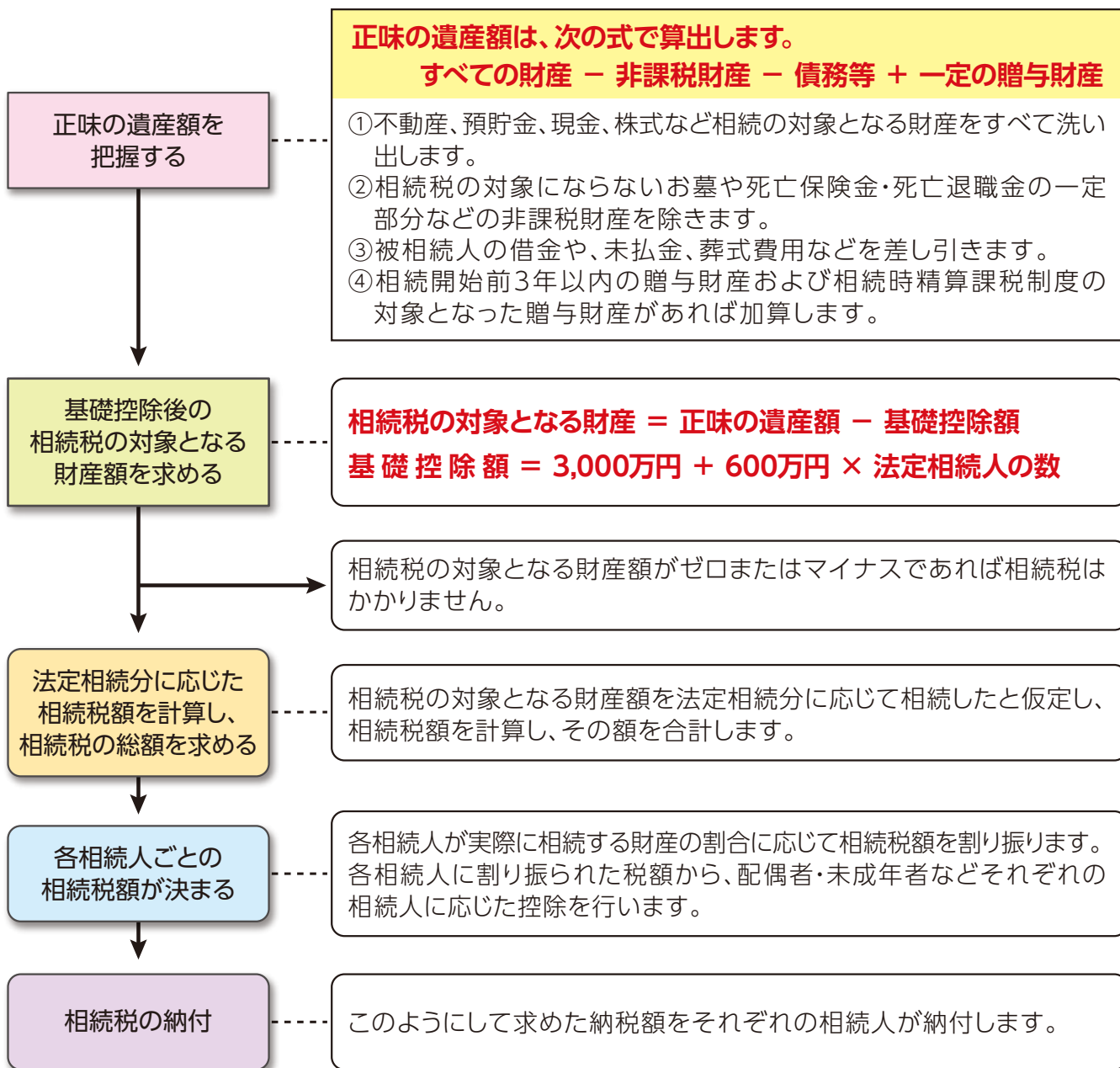


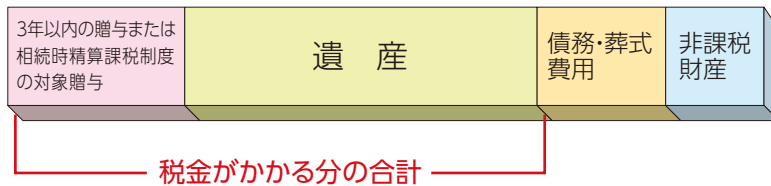
相続税の計算の第一歩は、相続の対象となる財産をすべて洗い出すことです。
正味の遺産額から基礎控除額を差し引き相続税の対象となる財産額を求めます。
 相続税の計算は、次のような流れで行われます。あわせて次ページもご参照ください。



.....次ページへ.....▶

相続税の計算（妻と子供2人の場合）

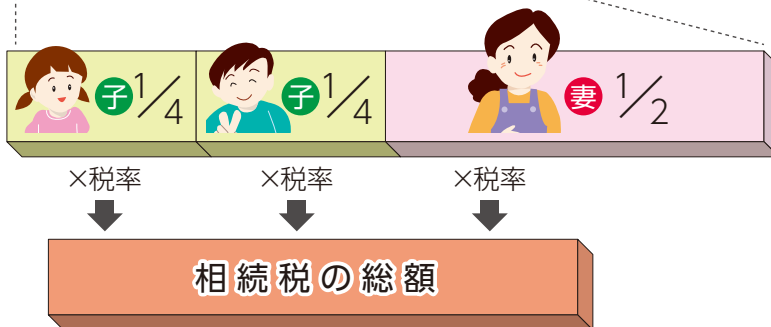
1 遺産の総額を計算します



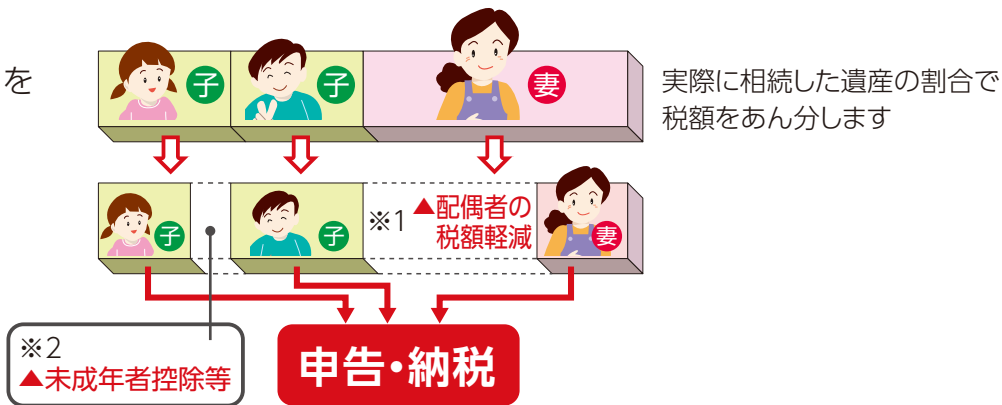
2 基礎控除分を除きます



3 法定相続分に分けて相続税の総額を計算します



4 それぞれ各人の税額を計算します



※1 配偶者の税額軽減

配偶者については、被相続人の財産形成に対する寄与などを考慮して、右記の算式により計算した金額を控除します。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の①または②のいずれか少ない金額}}{\text{相続税の課税価格の合計額}}$$

- ①相続税の課税価格の合計額×配偶者の法定相続分
(当該金額が1億6,000万円に満たない場合は、1億6,000万円)
- ②配偶者の課税価格

※2 未成年者控除等

その他の控除として、障がい者控除・相次相続控除・外国税額控除等があります。

*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。監修:税理士法人 山田&パートナーズ

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

